

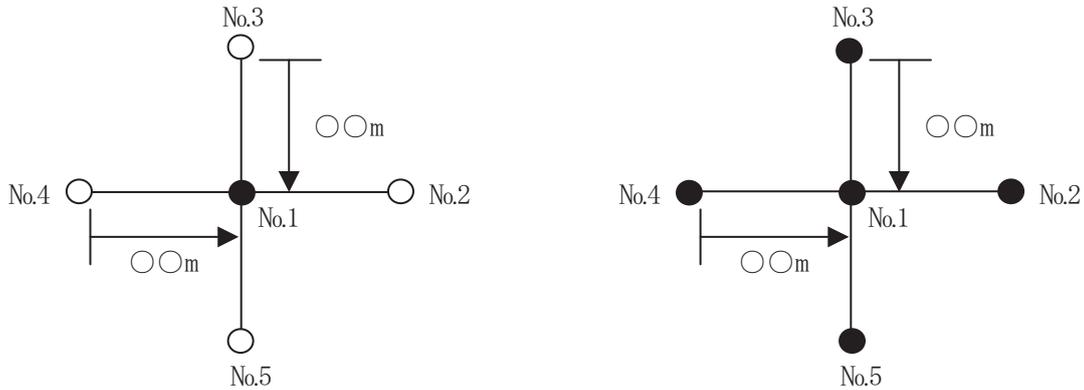
※試料採取方法は受入地により異なるため、必ず事前に当社担当に確認してください。  
 事前の確認がない場合、再度の地質分析をお願いしたり、受け入れをお断りすることもあります。  
 ※「市川港」「横浜鈴繁埠頭」「大磯町大磯港」「城南島」「横須賀市久里浜港」へ搬出する場合の試料採取方法等は次頁以降を参照してください。

地質分析・ダイオキシン類の含有濃度試験の試料採取方法及び写真撮影

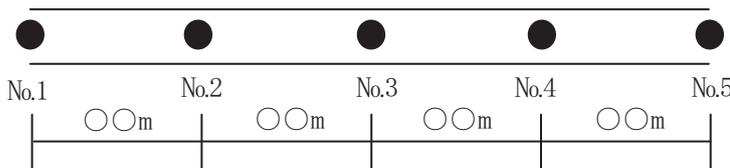
(5 地点混合方式)

現場内で偏らないよう採取地点 (No.1 ~ No.5) を決定する。

(受入地の所在する都縣市による採取方法の指示や掘削現場の広さなどにより採取方法が異なる場合があります。試料採取前に担当者にご相談願います。)



(道路工事等で延長が長い現場)



(凡例) 試料採取位置  
 ● 揮発性物質を含む地質分析試験全項目用  
 ○ 揮発性物質を除く地質分析試験項目用

- ① 採取前に路盤を含む舗装や植栽、コンクリートガラなど建設発生土以外のものを除去する。
- ② 上図 No.1 ~ No.5 の各箇所て試料を採取する。  
 採取する深さはUCRの担当者にご相談下さい。(ダイオキシン類の含有濃度試験は深さ5cm。但し水底の底質は深さ10cm。)  
 ただし、掘削深によっては採取深度を調整する場合があります。
- ③ 試料は**チャック付ビニール袋等の密閉容器**、**揮発性物質検定用は遮光性のガラスビン**に隙間がないように詰める。
- ④ 上図採取箇所にポールやカラーコーンを立て**全体を写真撮影**する。
- ⑤ **各試料採取箇所の写真撮影** (採取試料、採取穴及び穴の深さが明確になるように)。
- ⑥ 各試料採取後 **1箇所に5箇所分の試料をまとめ、写真撮影**をする。
- ⑦ 採取した試料は**専門の機関で5試料を混合**し、試験を行う。

地質分析・ダイオキシン類の含有濃度試験試料採取状況写真用黒板記入例

工 事 件 名	〇〇〇〇〇新築工事	○写真はカラー写真。
試料採取場所	No.1 GL-3.5m	○検査試料採取調書と連動します。
地質分析 (濃度) 試験試料採取状況		○工事名、採取場所、採取深度などが分かるように。
試料採取者		○深さは地盤高さ (GL) からの下がりとなります。
所属 (株)	〇〇〇〇	採取日の当日又は翌日までに専門機関に分析を依頼してください。
氏名	〇〇〇〇	
採取年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
施 工 者	〇〇〇〇建設 立会者 〇〇〇〇	※p.71 p.73 に写真撮影方法を図示

※試料採取については、採取前に必ず事前に当社担当に確認してください。

事前の確認がない場合は、再度の地質分析をお願いしたり、受け入れをお断りすることもあります。

### 千葉県等に搬出する受入地における試料採取方法及び写真撮影

(「市川港」「横浜鈴繁埠頭」「大磯町大磯港」「城南島」)

(5地点混合方式)

(凡例) 試料採取位置

● 揮発性物質を含む地質分析試験全項目用

#### 【敷地が四角に近い場合の試料採取】

(掘削平面)

○現場内で偏らないよう5地点採取する。

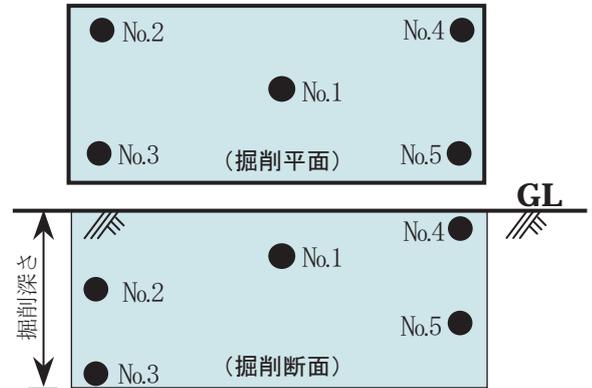
(掘削断面)

○採取深さは、表土部分から掘削床付け部分までバランス良く採取する。

(例) 掘削深さ5mの場合

GL-0.5m、-1.5m、-3.0m、-4.0m、-5.0m で採取する。

※5,000 m<sup>3</sup>毎に1検体(5試料)採取してください。



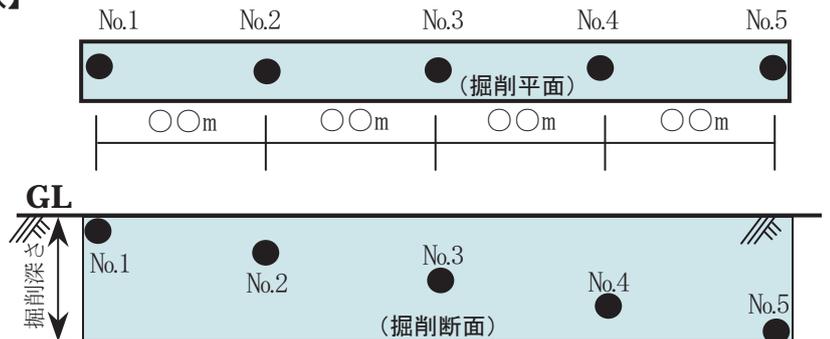
#### 【敷地が延長方向に長い場合の試料採取】

(掘削平面)

○延長方向で5地点採取する。

(掘削断面)

○採取深さは、表土部分から掘削床付け部分までバランス良く採取する。



※汚染土の可能性のある場合は、検体数を増やす必要がありますので別途ご相談ください。

#### 【採取及び写真撮影にあたっての注意事項】

- ① 採取前に路盤を含む舗装や植栽、コンクリートガラなど建設発生土以外のものを除去する。
- ② 上図 No.1～No.5 の各箇所ですり試料を採取する。
- ③ 試料は各地点において、**チャック付ビニール袋 及び遮光性のガラス瓶のそれぞれに採取し、隙間ができないよう密閉する。**
- ④ 採取状況写真に用いる黒板の記載事項は、前頁の記入例を参考にしてください。
- ⑤ 上図採取箇所にポールやカラーコーンを立て**全体を写真撮影**する。
- ⑥ **各試料採取箇所の写真撮影** (採取試料、採取穴及び穴の深さが明確になるように)。
- ⑦ 各試料採取後、**1箇所**に**5箇所分の試料 (チャック付ビニール袋5個、ガラス瓶5個) をまとめ、写真撮影**をする。
- ⑧ 採取した試料は**専門の機関で5試料を混合**し、試験を行う。

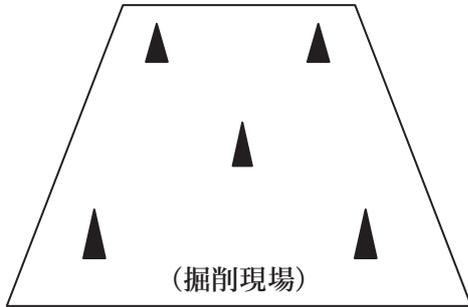
【試料採取状況写真の撮影方法（「横須賀市久里浜港」の撮影方法は p.72）】

試料採取状況の写真は次の7枚以上が必要です。

1 全景写真（1枚以上）

試料採取する全ての地点をカラーコーン等でマーキングし、一括撮影してください。  
全ての位置が写らない場合は、位置関係が分かるようなるべく複数点を撮影してください。

※採取地点は偏らないように全体に配置してください。

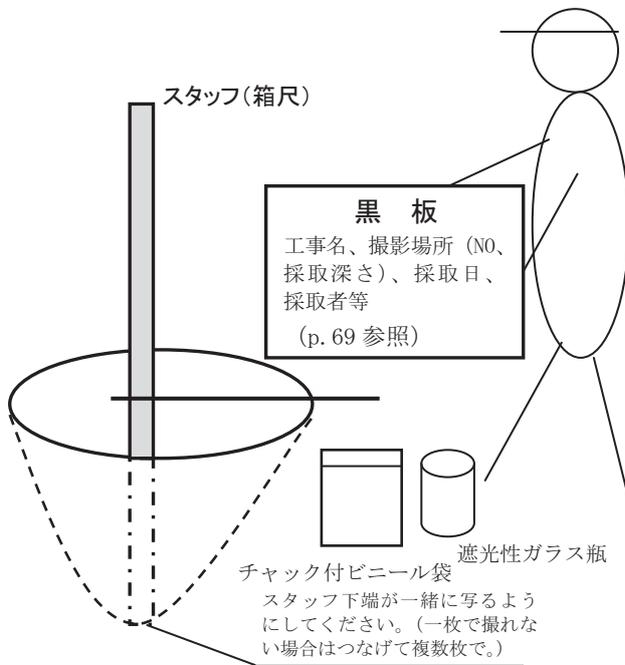


(掘削現場の縦横比が正方形に近い形状の場合)



(道路等のように掘削現場の延長が幅より大きい場合)

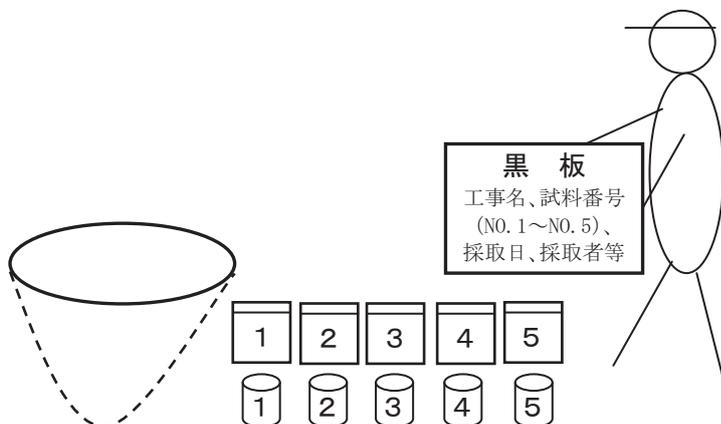
2 試料採取状況写真（各試料採取地点1枚以上）



- ① 採取地点に穴を掘り、所定の深さから試料を採取し、チャック付きビニール袋及び遮光ガラスビンに詰めてください。
- ② スタッフ（箱尺）等を採取穴の採取位置まで差し込み、地表からの深さが分かるように、地表位置で読みを示してください。
- ③ 黒板を添え、（採取穴の深さが分かるように）採取位置（スタッフ下端）及び地表面や採取した試料と一緒に写るように撮影してください。（1枚では写らない場合は2枚以上に分けて撮影してください。）

※ ボーリングで採取する場合はロッドの検尺状況を撮影してください。

3 採取試料の集合写真（原則、No.1の地点に5地点の試料を集合し、撮影。）



- ① 各地点で採取した試料を1か所に集めてください。
- ② 採取試料全て（チャック付ビニール袋入り試料5、遮光性ガラス瓶入り試料5）を並べて、黒板を添えて撮影します。
- ③ 撮影後、速やかに分析機関へ搬入、分析を依頼してください。（試料採取の翌日までの依頼が必須です。）

※試料採取については、採取前に必ず事前に当社担当に確認してください。

事前の確認がない場合は、再度の地質分析をお願いしたり、受け入れをお断りすることもあります。

「横須賀市久里浜港」受入地における試料採取方法及び写真撮影

試料採取は必ず専門の機関（計量証明事業者（濃度））に依頼してください。

（5地点混合方式）

【敷地が四角に近い場合の試料採取】

（掘削平面）

○現場内で偏らないよう5地点採取する。

（掘削断面）

○採取深さは、表土部分から掘削床付け部分までバランス良く採取する。

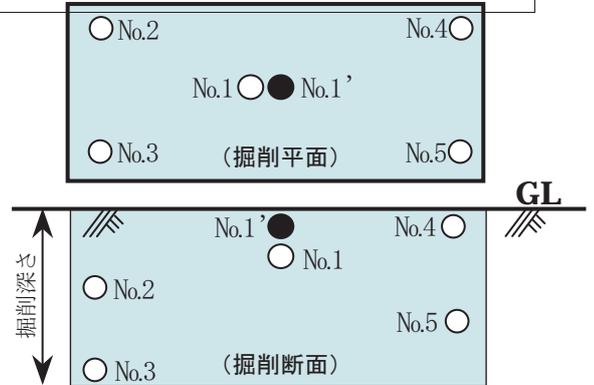
（例）掘削深さ5mの場合

GL-0.5m,-1.5m,-3.0m,-4.0m,-5.0m で採取する。

（凡例）試料採取位置

● 揮発性物質地質分析試験項目

○ 揮発性物質を除く地質分析試験項目



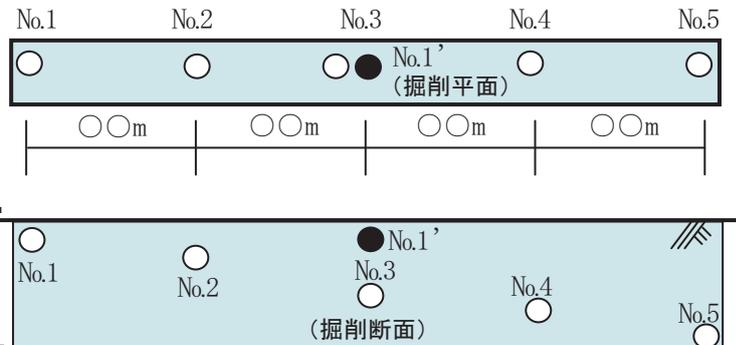
【敷地が延長方向に長い場合の試料採取】

（掘削平面）

○延長方向で5地点採取する。

（掘削断面）

○採取深さは、表土部分から掘削床付け部分までバランス良く採取する。



土壌試験	溶出試験：28項目
試料採取	第1種特定有害物質以外：5地点混合 第1種特定有害物質：1地点採取
必要資料	チャック付ビニール袋：5試料 遮光性ガラス瓶：1試料
試験頻度	4,000 m <sup>3</sup> /1回

第1種特定有害物質に係るものについては、代表的な地点1地点において、50cmまでのできるだけ深い位置で採取すること。

土質区分毎、かつ地山 4,000 m<sup>3</sup>毎に1検体（5地点\*・試料混合）が必要

※第1種特定有害物質は1地点

【採取及び写真撮影にあたっての注意事項】

- ① 採取前に路盤を含む舗装や植栽、コンクリートガラなど建設発生土以外のものを除去する。
- ② 上図 No.1～No.5 の各箇所にて試料を採取する。
- ③ 試料は各地点において、**チャック付ビニール袋 及び遮光性のガラス瓶のそれぞれに採取し、隙間ができないよう密閉する。**
- ④ 採取状況写真に用いる黒板の記載事項は、p.69 の記入例を参考にしてください。
- ⑤ 上図採取箇所にポールやカラーコーンを立て**全体を写真撮影**する。
- ⑥ **各試料採取箇所の写真撮影**（採取試料、採取穴及び穴の深さが明確になるように）。
- ⑦ 各試料採取後、**1箇所に5箇所分の試料（チャック付ビニール袋5個、ガラス瓶1個）をまとめ、写真撮影**をする。
- ⑧ 採取した試料は**専門の機関で5試料を混合**し、試験を行う。

## 【「横須賀市久里浜港」における試料採取状況写真の撮影方法】

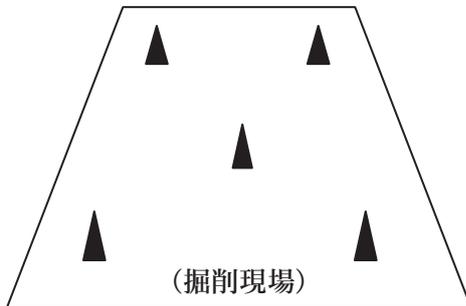
試料採取状況の写真は次の7枚以上が必要です。

### 1 全景写真（1枚以上）

試料採取する全ての地点をカラーコーン等でマーキングし、一括撮影してください。

全ての位置が写らない場合は、位置関係が分かるようなるべく複数点を撮影してください。

※採取地点は偏らないように全体に配置してください。

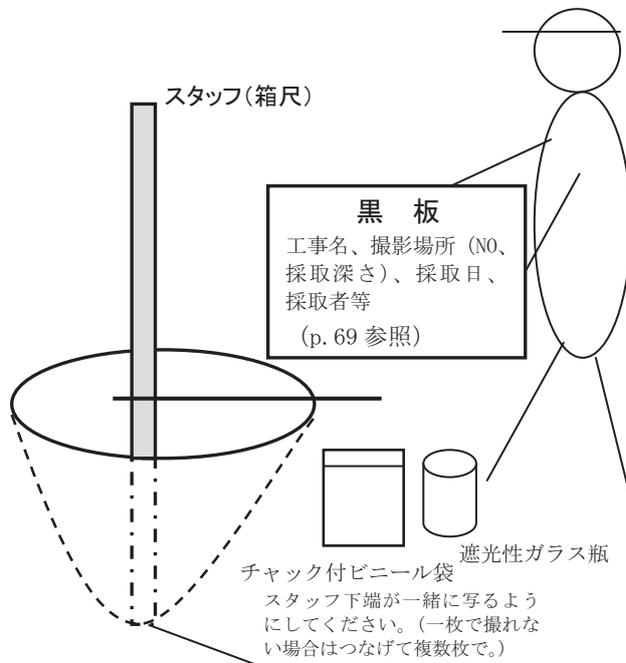


(掘削現場の縦横比が正方形に近い形状の場合)



(道路等のように掘削現場の延長が幅より大きい場合)

### 2 試料採取状況写真（各試料採取地点1枚以上）



① 採取地点に穴を掘り、所定の深さから試料を採取し、チャック付きビニール袋及び遮光ガラスビンに詰めてください。

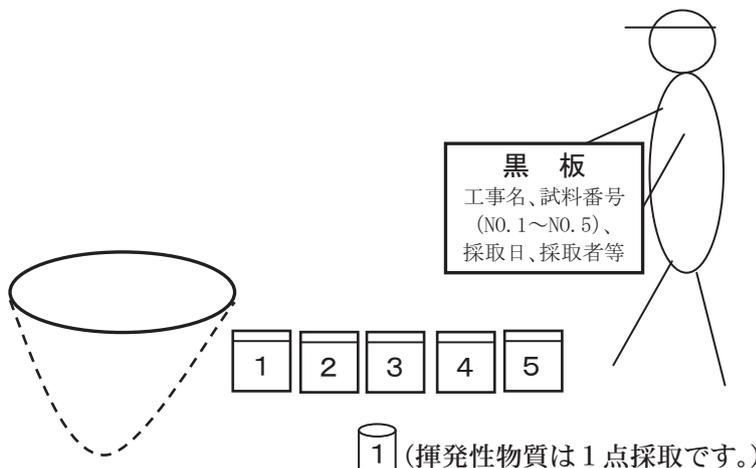
② スタッフ(箱尺)等を採取穴の採取位置まで差し込み、地表からの深さが分かるように、地表位置で読みを示してください。

③ 黒板を添え、(採取穴の深さが分かるように)採取位置(スタッフ下端)及び地表表面や採取した試料と一緒に写るように撮影してください。(1枚では写らない場合は2枚以上に分けて撮影してください。)

④ **黒板を計量証明事業者の担当者が持ち撮影してください。**

※ ボーリングで採取する場合はロッドの検尺状況を撮影してください。

### 3 採取試料の集合写真（原則、No.1の地点に5地点の試料を集合し、撮影。）



① 各地点で採取した試料を1か所に集めてください。

② 採取試料全て(チャック付ビニール袋入り試料5、遮光性ガラス瓶入り試料1)を並べて、黒板を添えて撮影します。

③ 撮影後、速やかに分析機関へ搬入、分析を依頼してください。

(試料採取の翌日までの依頼が必須です。)

## [試験項目]

### ◎ 地質分析（土壌分析）試験について

- ・ 試料は1検体について5箇所から採取する。（5地点混合方式）
- ・ 試験は土質区分毎、かつ同一土質区分で原則5,000m<sup>3</sup>毎に1回実施する。（一部例外あり）
- ・ 試料を採取する深度、位置、採取方法、試験項目については、必ず事前にUCR担当者に確認する。
- ・ 試料の採取、地質分析試験は、必ず専門の機関（計量証明事業者（濃度））に依頼する。
- ・ 計量方法は、「土壌の汚染に係る環境基準」環境基本法に基づく告示（平成3年8月23日環境庁告示第46号）及び「土壌含有量基準」土壌汚染対策法施行規則に基づく告示（平成15年3月6日環境省告示第19号）による。

地 質 分 析 試 験 項 目					
計 量 の 対 象		単 位	基 準 値	計 量 方 法	
溶 出 試 験  ( 28 項 目 )	カドミウム	mg/L	0.003以下	日本産業規格 K0102 55.2、55.3又は55.4	
	全シアン	mg/L	不検出	日本産業規格 K0102 38(38.1.1及び38の備考11の方法を除く) 昭和46.12環告第59号付表1	
	有機磷	mg/L	不検出	昭和49.9環告第64号付表1、 日本産業規格 K0102 31.1のガスロマトグラフ法以外のもの	
	鉛	mg/L	0.01以下	日本産業規格 K0102 54	
	六価クロム	mg/L	0.05以下	日本産業規格 K0102 65.2 (65.2.7を除く)	
	砒素	mg/L	0.01以下	日本産業規格 K0102 61	
	総水銀	mg/L	0.0005以下	昭和46.12環告第59号付表2	
	アルキル水銀	mg/L	不検出	昭和46.12環告第59号付表3、昭和49.9環告第64号付表3	
	PCB	mg/L	不検出	昭和46.12環告第59号付表4	
	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2	
	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	
	クロロエチレン	mg/L	0.002以下	平成9.3環告第10号付表	
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.3.2	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2	
	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.3.2	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	
	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	
	1,3-ジクロロプロパン	mg/L	0.002以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1	
	チウラム	mg/L	0.006以下	昭和46.12環告第59号付表5	
	シマジン	mg/L	0.003以下	昭和46.12環告第59号付表6第1、第2	
	チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	昭和46.12環告第59号付表6第1、第2	
	ベンゼン	mg/L	0.01以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2	
	セレン	mg/L	0.01以下	日本産業規格 K0102 67.2、67.3、67.4	
	ふっ素	mg/L	0.8以下	日本産業規格 K0102 34.1、34.4 昭和46.12環告第59号付表7	
	ほう素	mg/L	1以下	日本産業規格 K0102 47.1、47.3、47.4	
	1,4-ジチチ	mg/L	0.05以下	昭和46.12環告第59号付表8	
その他の試験	水素イオン	-	5.8以上8.6以下	日本産業規格 K0102.12.1	
	油分	mg/L	15以下	昭和51年2月27日環境庁告示第3号	
含 有 量 試 験  ( 11 項 目 )	2項目	銅（農用地）	mg/kg	125未満	昭和47.10総令66号
		砒素（農用地）	mg/kg	15未満	昭和50.4総令31号
	9項目	水銀及びその化合物	mg/kg	15以下	昭和46.12環告第59号付表2
		カドミウム及びその化合物	mg/kg	45以下	日本産業規格 K0102 55.2、55.3又は55.4
		鉛及びその化合物	mg/kg	150以下	日本産業規格 K0102 54
		砒素及びその化合物	mg/kg	150以下	日本産業規格 K0102 61
		六価クロム化合物	mg/kg	250以下	日本産業規格 K0102 65.2 (65.2.7を除く)
		ふっ素及びその化合物	mg/kg	4000以下	日本産業規格 K0102 34.1、34.4 昭和46.12環告第59号付表7
		ほう素及びその化合物	mg/kg	4000以下	日本産業規格 K0102 47.1、47.3、47.4
	セレン及びその化合物	mg/kg	150以下	日本産業規格 K0102 67.2、67.3、67.4	
	シアン化合物	mg/kg	50以下	日本産業規格 K0102 38(38.1.1及び38の備考11の方法を除く) 昭和46.12環告第59号付表1	
	備 考	受入地毎の試験項目は「2022年UCR受入地別建設発生土の特定有害物質等試験項目一覧表」のとおり			

◎ **ダイオキシン類の含有濃度試験について**

- ・ 原則、各層の深さ **5 cm**の土壌について **5箇所**から採取する。(ただし、水底の底質は深さ10 cm)
- ・ 試験は土質区分毎、かつ同一土質区分で **5,000m<sup>3</sup>**毎に1回実施します。(一部例外あり)
- ・ 試験は、専門の機関( **特定計量証明事業者** )に依頼し、「特定濃度計量証明書」または「試験成績書(分析結果)と特定計量証明事業者認定証写し」を提出する。
- ・ 判断基準は「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年12月27日環境庁告示第68号)による。
- ・ 基準値は、土壌 1,000 pg-TEQ/g以下、水底の底質 150 pg-TEQ/g以下とする。
- ・ 検定方法は、「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」(平成21年3月環境省)、「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」(平成21年3月環境省)による。

◎ **土質試験について**

- ・ 試料は、各層の代表的な土を採取する。

試験項目	試験方法	江戸川河川事務所(4カ所)	荒川調節池事務所(2カ所)	利根川河川事務所(4カ所)	国道17号熊谷BPヤード	羽生上岩瀬	久喜市ごみ処理施設	川越北消防署	さいたま市立病院
土の密度試験	JIS A 1202	○	○	○	○	○	○	○	○
土の含水比試験	JIS A 1203	○	○	○	○	○	○	○	○
土の粒度試験	JIS A 1204	○	○	○	○	○	○	○	○
突き固めによる土の締固め試験	JIS A 1210	○	○	○	○	○	○	○	○
締固めた土のコーン指数試験	JIS A 1228	○	○	○	○	○	○	○	○
土のpH試験(※1)	JGS 0211	△※2	○	○	○	○	○	○	○
土の工学的分類法	JGS 0051	○	○	○	○	○	○	○	○
土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	○	○	○	○	○	○	○	○
土の湿潤密度試験	JIS A 1225	○	○	○	○	○	○	○	○
土の透水試験	JIS A 1218	×	×	○	×	×	○	○	×
試験頻度	5,000m <sup>3</sup> 毎	×	○	×	○	○	×	×	×
	土質区分毎	○	○	○	○	○	○	○	○

※1 土質試験におけるpH値は、水質汚濁防止法の許容限度 5.8以上8.6以下を満足すること。

※2 江戸川河川事務所の受入地では、石灰改良土の場合のみpH試験を実施する。

**[事務処理日数]**

◎ **試験に要する概ねの日数について**

- ・ 地質分析(土壌分析)試験について…約2週間
- ・ ダイオキシン類の含有濃度試験…約4週間
- ・ 土質試験…約2週間

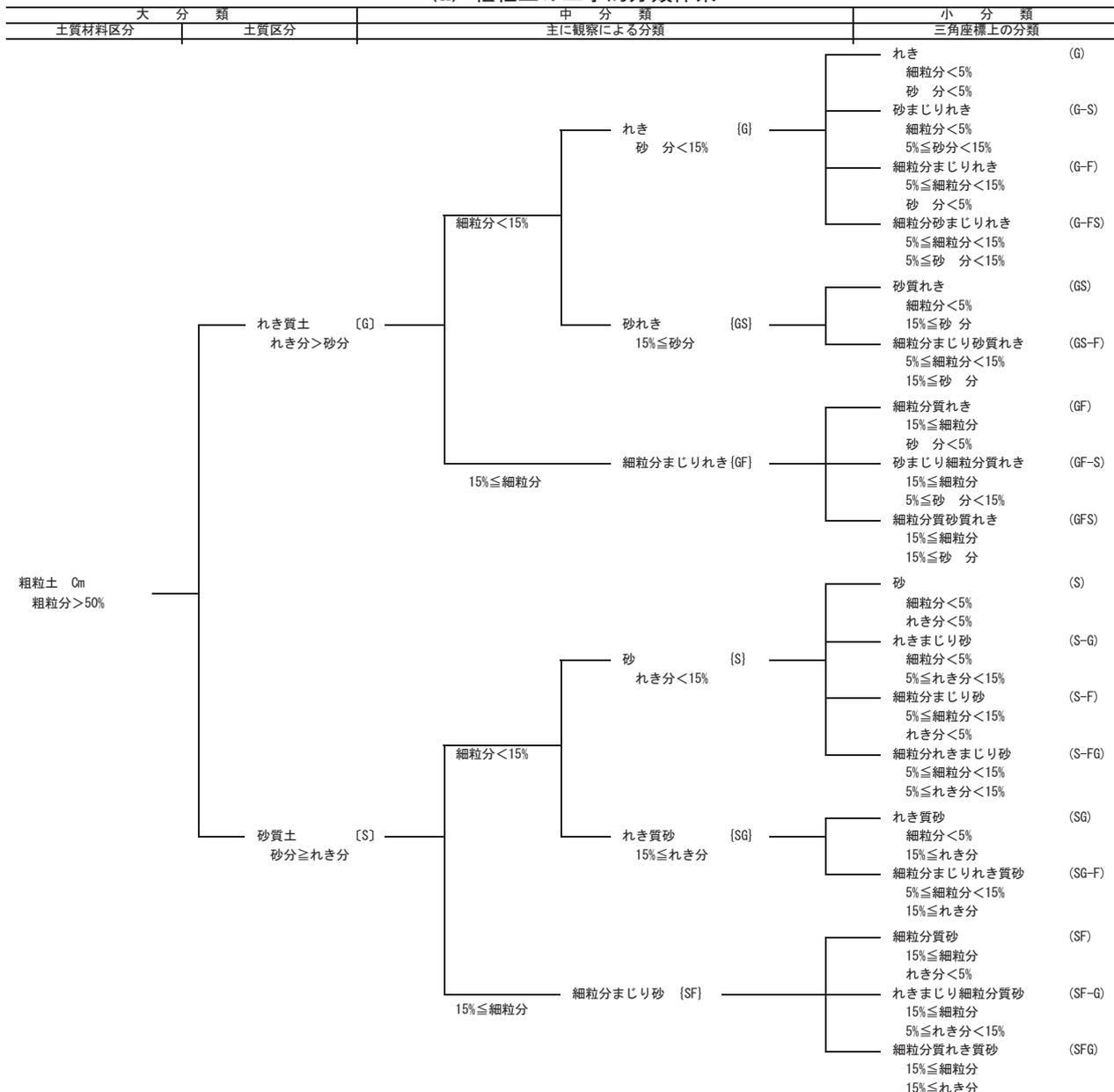
◎ **UCR内の審査及び条例等の手続きに要する標準的な事務処理日数について**

UCR内審査	UCR外審査	
1週間 (全受入地)	2週間	千葉県等土砂条例手続き 市川港(中継基地)、横浜鈴繁埠頭(中継基地) 大磯町大磯港(中継基地)、城南島(中継基地)
		相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例手続き、 通行禁止道路通行許可手続き 相模原市相模原
	1週間	栃木県土砂条例等手続き 三郷市番匠免(中継基地)
		和歌山県・愛媛県土砂条例等手続き 横須賀市久里浜港(中継基地)

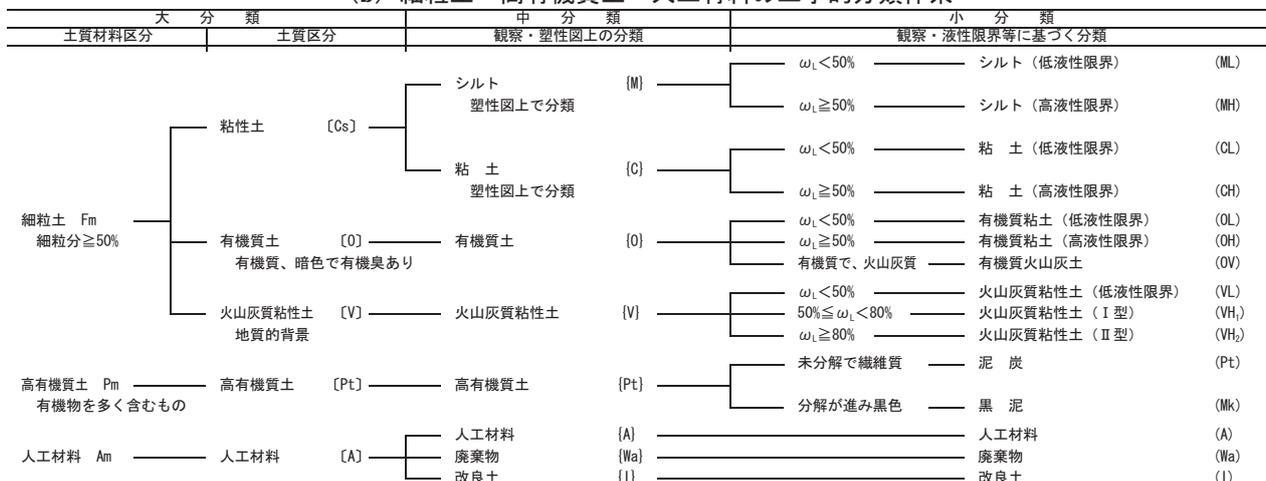
※ 案件や協議時期によっては多くの期間がかかることもあります。

[土質材料] 地盤材料の工学的分類 (参考)

(a) 粗粒土の工学的分類体系



(b) 細粒土・高有機質土・人工材料の工学的分類体系



※「地盤材料の工学的分類」(「地盤材料試験の方法と解説 第一回改訂版」p. 74)をもとに作成。

2022年度 UCR 受入地別建設発生土の特定有害物質等試験項目一覧表

受入地名 称		試験項目					
鴻巣・行田地区ヤード		江戸川流山ヤード、羽生上岩瀬地区、江戸川右岸金杉ヤード、(仮称)久喜市ごみ処理施設、さいたま市立病院、江戸川吉川ヤード、秋ヶ瀬ヤード、大宮ヤード、江戸川山王ヤード、加須市旗井、羽生市堤、羽生市上川俣、渡良瀬川右岸河川敷					
特定有害物質試験	溶出試験	試験項目	基準値	検定方法	試験項目	基準値	検定方法
		カドミウム	0.003mg/l以下	「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年8月23日環境庁告示第46号付表)	カドミウム	0.003mg/l以下	「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年8月23日環境庁告示第46号付表)
全シアン	不検出	全シアン	不検出				
有機リン	不検出	有機リン	不検出				
鉛	0.01mg/l以下	鉛	0.01mg/l以下				
六価クロム	0.05mg/l以下	六価クロム	0.05mg/l以下				
砒素	0.01mg/l以下	砒素	0.01mg/l以下				
総水銀	0.0005mg/l以下	総水銀	0.0005mg/l以下				
アルキル水銀	不検出	アルキル水銀	不検出				
PCB	不検出	PCB	不検出				
ジクロロメタン	0.02mg/l以下	ジクロロメタン	0.02mg/l以下				
四塩化炭素	0.002mg/l以下	四塩化炭素	0.002mg/l以下				
クロロエチレン	0.002mg/l以下	クロロエチレン	0.002mg/l以下				
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下				
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下				
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下				
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下				
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下				
トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下				
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下				
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下				
チウラム	0.006mg/l以下	チウラム	0.006mg/l以下				
シマジン	0.003mg/l以下	シマジン	0.003mg/l以下				
チオベンカルブ	0.02mg/l以下	チオベンカルブ	0.02mg/l以下				
ベンゼン	0.01mg/l以下	ベンゼン	0.01mg/l以下				
セレン	0.01mg/l以下	セレン	0.01mg/l以下				
ふっ素	0.8mg/l以下	ふっ素	0.8mg/l以下				
ほう素	1mg/l以下	ほう素	1mg/l以下				
1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下				
土質試験	含有試験	銅(農用地)	125mg/kg未満	昭和47.総令66号、昭和50.総令31号	水銀及びその化合物	15mg/kg以下	土壌含有量調査に係る測定方法を定める件(平成15年3月6日環境省告示第19号)
		砒素(農用地)	15mg/kg未満		カドミウム及びその化合物	45mg/kg以下	
		鉛及びその化合物	150mg/kg以下				
		砒素及びその化合物	150mg/kg以下				
		六価クロム化合物	250mg/kg以下				
		ふっ素及びその化合物	4000mg/kg以下				
		ほう素及びその化合物	4000mg/kg以下				
		セレン及びその化合物	150mg/kg以下				
		遊離シアン	50mg/kg以下				
		ダイオキシン類	1000pg-TEQ/g以下	「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」(平成21年3月環境省)	ダイオキシン類	1000pg-TEQ/g以下	「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」(平成21年3月環境省)
試験頻度	不要(事前にサンプル土による発芽試験を受け入れ側で実施)			必要(詳細はUCRホームページ参照)			
	1回/5,000m <sup>3</sup>			1回/5,000m <sup>3</sup>			

受入地名 称		川越北消防署新庁舎、 御殿場市神山			青梅地区(エ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ケ)、 (シ)、(ス) 八王子地区(2)、(5)		
特 定 有 害 物 質 試 験	溶 出 試 験	試験項目	基準値	検定方法	試験項目	基準値	検定方法
		カドミウム	0.003mg/l以下	「土壌の汚染に係る環境基準について」 (平成3年8月23日環境庁告示第46号付表)	カドミウム	0.003mg/l以下	「土壌の汚染に係る環境基準について」 (平成3年8月23日環境庁告示第46号付表)
		全シアン	不検出		全シアン	不検出	
		有機リン	不検出		有機リン	不検出	
		鉛	0.01mg/l以下		鉛	0.01mg/l以下	
		六価クロム	0.05mg/l以下		六価クロム	0.05mg/l以下	
		砒素	0.01mg/l以下		砒素	0.01mg/l以下	
		総水銀	0.0005mg/l以下		総水銀	0.0005mg/l以下	
		アルキル水銀	不検出		アルキル水銀	不検出	
		PCB	不検出		PCB	不検出	
		ジクロロメタン	0.02mg/l以下		ジクロロメタン	0.02mg/l以下	
		四塩化炭素	0.002mg/l以下		四塩化炭素	0.002mg/l以下	
		クロロエチレン	0.002mg/l以下		クロロエチレン	0.002mg/l以下	
		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	
		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下		1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	
		1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下		1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	
		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下	
		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下	
		トリクロロエチレン	0.01mg/l以下		トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	
		テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下		テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	
		1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下		1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下	
		チウラム	0.006mg/l以下		チウラム	0.006mg/l以下	
		シマジン	0.003mg/l以下		シマジン	0.003mg/l以下	
		チオベンカルブ	0.02mg/l以下		チオベンカルブ	0.02mg/l以下	
		ベンゼン	0.01mg/l以下		ベンゼン	0.01mg/l以下	
		セレン	0.01mg/l以下		セレン	0.01mg/l以下	
		ふっ素	0.8mg/l以下		ふっ素	0.8mg/l以下	
	ほう素	1mg/l以下	ほう素		1mg/l以下		
	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下					
	含 有 試 験	水銀及びその化合物	15mg/kg以下	土壌含有量調査に係る測定方法を定める件 (平成15年3月6日環境省告示第19号) 昭和47.総令66号、 昭和50.総令31号	水銀及びその化合物	15mg/kg以下	土壌含有量調査に係る測定方法を定める件(平成15年3月6日環境省告示第19号)
カドミウム及びその化合物		45mg/kg以下	カドミウム及びその化合物		45mg/kg以下		
鉛及びその化合物		150mg/kg以下	鉛及びその化合物		150mg/kg以下		
砒素及びその化合物		150mg/kg以下	砒素及びその化合物		150mg/kg以下		
六価クロム化合物		250mg/kg以下	六価クロム化合物		250mg/kg以下		
ふっ素及びその化合物		4000mg/kg以下	ふっ素及びその化合物		4000mg/kg以下		
ほう素及びその化合物		4000mg/kg以下	ほう素及びその化合物		4000mg/kg以下		
セレン及びその化合物		150mg/kg以下	セレン及びその化合物		150mg/kg以下		
遊離シアン		50mg/kg以下	遊離シアン		50mg/kg以下		
銅(農用地)		125mg/kg未満					
砒素(農用地)		15mg/kg未満					
ダイオキシン類	1000pg-TEQ/g以下	「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」(平成21年3月環境省)	ダイオキシン類※	150pg-TEQ/g以下	「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」(平成21年3月環境省)		
土質試験		御殿場市神山以外は必要(詳細はUCRホームページ参照)			不要(但し、改良土はpH試験が必要)		
試験頻度		1回/5,000m <sup>3</sup>			1回/5,000m <sup>3</sup>		

※ 河川・湖沼から発生する水底土砂のみ実施。



受入地名 称		三郷市番匠免 ※ 大磯町大磯港 ※			市川港 ※ 城南島 ※ 横浜鈴繁埠頭 ※		
特定有害物質試験	溶出試験	試験項目	基準値	検定方法	試験項目	基準値	検定方法
		カドミウム	0.003mg/l以下	「土壌の汚染に係る環境基準について」 (平成3年8月23日環境庁告示第46号付表)	カドミウム	0.003mg/l以下	「土壌の汚染に係る環境基準について」 (平成3年8月23日環境庁告示第46号付表)
全シアン	不検出	全シアン	不検出				
有機リン	不検出	有機リン	不検出				
鉛	0.01mg/l以下	鉛	0.01mg/l以下				
六価クロム	0.05mg/l以下	六価クロム	0.05mg/l以下				
砒素	0.01mg/l以下	砒素	0.01mg/l以下				
総水銀	0.0005mg/l以下	総水銀	0.0005mg/l以下				
アルキル水銀	不検出	アルキル水銀	不検出				
PCB	不検出	PCB	不検出				
ジクロロメタン	0.02mg/l以下	ジクロロメタン	0.02mg/l以下				
四塩化炭素	0.002mg/l以下	四塩化炭素	0.002mg/l以下				
クロロエチレン	0.002mg/l以下	クロロエチレン	0.002mg/l以下				
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下				
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下				
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下				
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下				
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下				
トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下				
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下				
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下				
チウラム	0.006mg/l以下	チウラム	0.006mg/l以下				
シマジン	0.003mg/l以下	シマジン	0.003mg/l以下				
チオベンカルブ	0.02mg/l以下	チオベンカルブ	0.02mg/l以下				
ベンゼン	0.01mg/l以下	ベンゼン	0.01mg/l以下				
セレン	0.01mg/l以下	セレン	0.01mg/l以下				
ふっ素	0.8mg/l以下	ふっ素	0.8mg/l以下				
ほう素	1mg/l以下	ほう素	1mg/l以下				
1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下				
			水素イオン濃度	5.8以上8.6以下			
含有試験	銅(農用地)	125mg/kg未満	昭和47.総令66号、 昭和50.総令31号	銅(農用地)	125mg/kg未満	昭和47.総令66号 昭和50.総令31号	
	砒素(農用地)	15mg/kg未満		砒素(農用地)	15mg/kg未満		
土質試験	不要			不要			
試験頻度	1回/5,000m <sup>3</sup>			1回/5,000m <sup>3</sup>			

※ 三郷市番匠免、大磯町大磯港、市川港、城南島、横浜鈴繁埠頭は特定有害物質基準値の8割までを受入対象とする。